

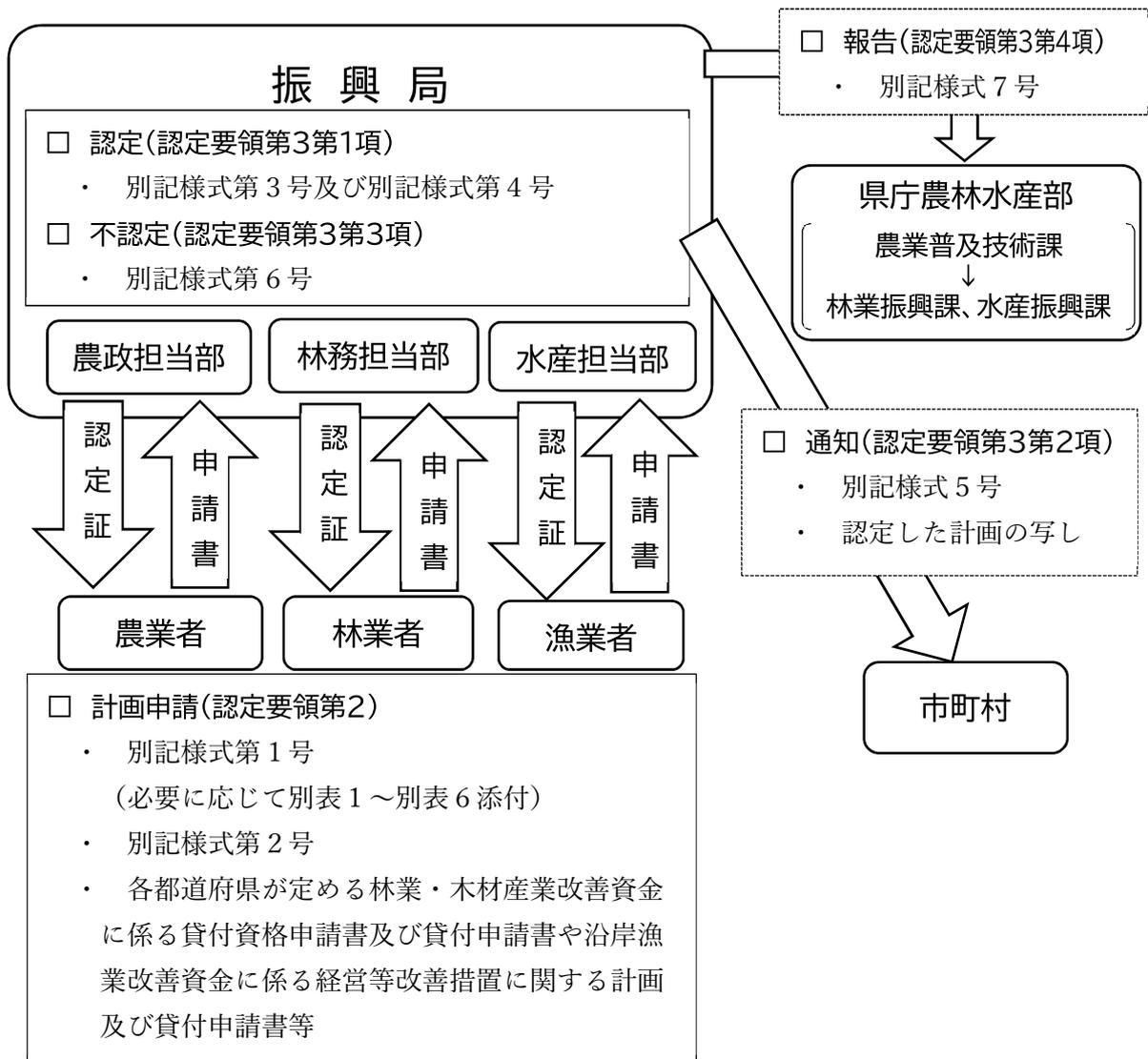
【参考】

1 分野別の申請書等書類提出窓口（第2関係）

環境負荷低減事業活動の分野	提出窓口	備考
農業	広域振興局農政部及び農林振興センター	沿岸広域振興局にあつては、農林部。
林業	広域振興局の林務担当部及び農林振興センター	沿岸広域振興局にあつては、農林部。
水産業	広域振興局水産部及び水産振興センター	

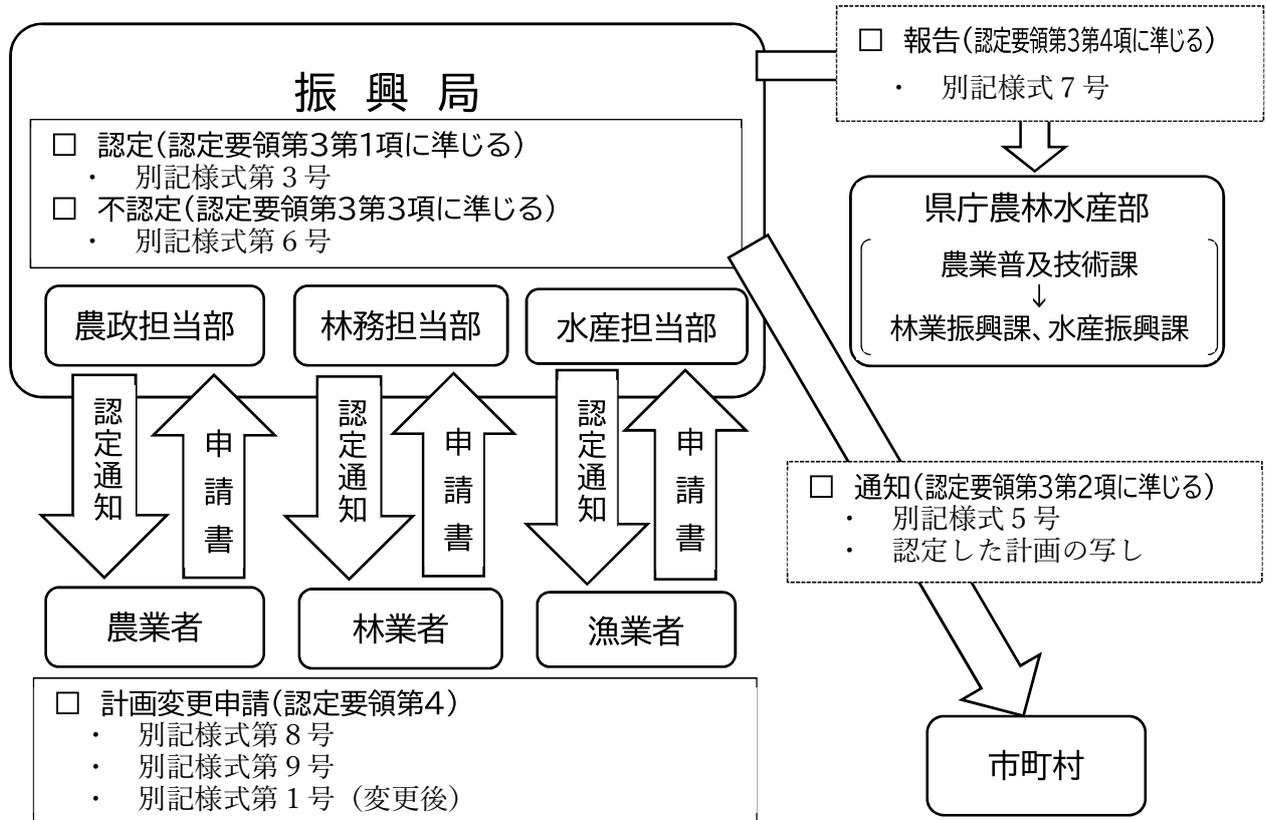
2 認定等事務フロー

(1) 実施計画の認定

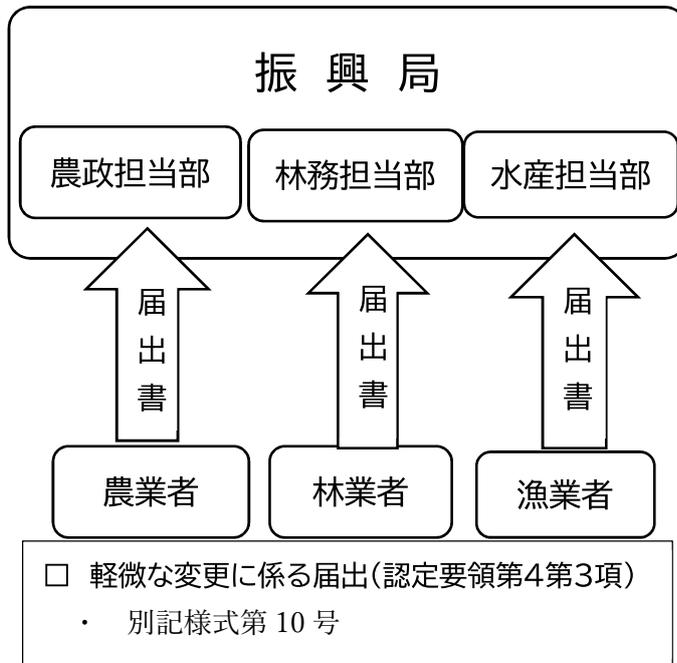


(2) 実施計画の変更

ア 実施計画の変更



イ 実施計画の軽微な変更



環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(令和4年農林水産省令第42号)

(環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更)

第10条 法第20条第1項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更

二 環境負荷低減事業活動の実施期間の六月以内の変更

三 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四 前三号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと都道府県知事が認める変更